

九頭竜浄水施設更新事業

落札者決定基準

令和8年4月13日

福井市上下水道局

目 次

第1 落札候補者決定の体制.....	1
第2 審査の手順及び方法.....	1
1 資格審査.....	1
(1) 入札参加資格審査.....	1
2 提案審査.....	1
(1) 提案書の確認.....	1
(2) 提案書の基礎審査.....	1
(3) 提案書の確認及び基礎審査結果の通知.....	1
(4) 定量化審査（性能評価）.....	2
(5) 入札価格の確認.....	4
(6) 定量化審査（価格評価）.....	4
(7) 総合評価.....	4
(8) 低入札価格調査.....	4
3 落札者の決定と公表.....	5
4 審査の手順.....	6

本書は、福井市上下水道局（以下、「市」という。）が実施する九頭竜浄水施設更新事業（以下「本事業」という。）の事業者の募集及び選定に当たり、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）を対象に交付する「入札説明書」の一部として位置付けるものであり、本事業を実施する事業者の選定に際し、審査方法及び評価項目等を示すものである。

第1 落札候補者決定の体制

落札候補者の決定に当たり、入札参加資格審査、基礎審査及び定量化審査（価格評価）は市が行う。

定量化審査（性能評価）及び総合評価は、公平性、透明性を確保するとともに、客観的な審査等を行うために設置している「プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）」が行い、落札候補者を選定する。

第2 審査の手順及び方法

1 資格審査

(1) 入札参加資格審査

市は、入札参加者から提出された入札参加資格確認申請書等について、入札説明書に示す入札参加資格要件を満たしているかについて審査を行い、審査結果を入札参加者に通知する。入札参加資格要件を満たしていない者は失格とし、書面にて通知する。

2 提案審査

(1) 提案書の確認

市は、入札参加資格審査を通過した入札参加者から提出された提案書について、提出書類の不備がないか確認する。不備がある場合は失格とする。

(2) 提案書の基礎審査

市は、入札参加者から提出された基礎審査項目確認シートをもとに、入札参加者が表1の基礎審査項目を満たしているか確認する。

基礎審査について、1項でも満たしていないことが確認された場合は、市から入札参加者へ修正指示をする。市から修正指示を受けた入札参加者は、修正指示に対応することとし、対応できない場合は失格とする。なお、修正指示に対応した場合について入札価格の変更は認めない。全ての基礎審査項目を満たしていることが確認された場合、当該提案書について定量化審査を行う。

(3) 提案書の確認及び基礎審査結果の通知

提案書の確認及び基礎審査において失格となった場合は、入札参加者の代表企業に対し、書面にて通知する。

表1 基礎審査項目

審査対象	基礎審査項目
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・提案書全体について、同一事項に対する2通り以上の提案又は提案事項間の齟齬、矛盾等がないこと。 ・提案書全体について、様式集に従った構成（項目の構成、枚数制限等）となっていること。
設計・工事提案書	<ul style="list-style-type: none"> ・当該提案に関する各様式（別添「様式集」参照）に示す項目に対する提案の内容が要求水準書を満たしていること。

(4) 定量化審査（性能評価）

基礎審査を通過した入札参加者の提案書について、表2-1、2-2の評価項目及び配点に基づき、審査委員会で定量化審査（性能評価）を行う。提案内容の正確な把握及び疑問点の確認のため、入札参加者に対してヒアリングを行った上で、表3の採点の基準により委員会の各委員が得点化を行い、評価項目ごとにその平均点を算出する。性能点は評価項目ごとの平均点の合計とする。（小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位までを求める。）

表2-1 評価項目及び配点

評価項目	配点
1.事業全体に関する事項	
(1) 事業計画	5
<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施にあたっての基本方針 ・実施体制及び各企業の役割分担 	
(2) 同種・類似事業の実績	5
<ul style="list-style-type: none"> ・PPP/PFI事業(DB方式も含む)への参画実績 	
(3) 地域貢献	5
<ul style="list-style-type: none"> ・地域経済活性化への配慮 ・地域や社会へ配慮した内容について 	
(4) 環境負荷低減	5
<ul style="list-style-type: none"> ・CO2排出削減について ・建設副産物について 	
(5) モニタリング	5
<ul style="list-style-type: none"> ・設計及び工事期間中のセルフモニタリングの方法 ・市のモニタリングへの協力方法 	
(6) 民間提案による付加価値	5
<ul style="list-style-type: none"> ・民間提案による付加価値について 	

表 2 - 2 評価項目及び配点

評価項目		配点	
2.設計・工事業務に関する事項			
(1) 整備対象施設の配置計画	<ul style="list-style-type: none"> ・全体配置計画 ・非常時対応 	10	
(2) 浄水施設について			
<ul style="list-style-type: none"> ・浄水フロー ・機械設備計画概要について ・設備の仕様 ・維持管理性への配慮 ・将来の機器更新を考慮した配置 	10		
(3) 電気・計装設備について	<ul style="list-style-type: none"> ・受変電設備の形式(屋内・屋外) ・維持管理性への配慮 ・将来の機器更新を考慮した配置 ・既設中央監視設備との接続方法 	10	
(4) クリプトスポリジウム対策			
<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な考え方 ・ろ過池濁度の計測方法 ・計測値の測定精度 			5
(5) 土木構造物、建築構造物について			
<ul style="list-style-type: none"> ・環境配慮及び耐久性 ・周辺の景観への配慮 ・品質管理、維持管理性への配慮 	10		
(6) 想定浸水深さを踏まえた浸水対策	<ul style="list-style-type: none"> ・浄水処理機能の継続性・安定性 ・電気設備の浸水対策と安全性確保 ・対策の実現性・維持管理性・経済性 	5	
(7) 地下水取水施設(浅井戸、深井戸)への影響			
<ul style="list-style-type: none"> ・工事の実施に伴い想定される地下水取水施設への影響 ・上記の対策 			5
(8) リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> ・新旧浄水施設の具体的な切替手順について ・切替工事に伴う水質悪化(赤水、濁度等)を抑制する方法について ・切替工事で不具合が発生した際の対応について ・貴社の災害時の体制、人員配置計画、資材調達計画 ・セキュリティ対策(物理的セキュリティ、情報セキュリティ、緊急時対応計画) 	9	
(9) 周辺環境への配慮			
<ul style="list-style-type: none"> ・建設用地周辺の公道における車両通行への影響 ・近隣住民への配慮 			3
(10) 工事工程			
<ul style="list-style-type: none"> ・工程表(許可申請、事務手続き及び設計、工事、試運転、完成検査等) ・施工に対する基本的な考え方 			3
合計		100	

表3 採点の基準

評価ランク	判断基準	採点方法
A	要求水準をはるかに上回る具体的な提案がある	配点×1.00
B	AとCの中間程度	配点×0.75
C	要求水準を満たし、具体的な提案がある	配点×0.50
D	CとEの中間程度	配点×0.25
E	要求水準を満たした提案	配点×0.00

(5) 入札価格の確認

市は、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）が予定価格を超過していないかについて確認する。

入札価格が予定価格を超過している場合は失格とする。

(6) 定量化審査（価格評価）

市は、入札価格について、以下の方法により価格点を決定する。

$$\text{価格点} = \text{価格点の満点（100点）} \times \text{最低入札価格} / \text{当該入札者の入札価格}$$

（注）価格点は、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位までを求める。

(7) 総合評価

委員会は、定量化審査の結果を基に総合評価点を算出し、最も得点の高い者を落札候補者として選定する。

性能点と価格点のウェイトは、7：3とする。

総合評価点は以下の通り決定する。

$$\text{総合評価点} = \text{性能点} \times 0.70 + \text{価格点} \times 0.30$$

（注）総合評価点は、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位までを求める。

(8) 低入札価格調査

落札候補者の入札価格が調査基準価格を下回った場合は、別に定める低入札価格調査実施要綱に基づく低入札価格調査を実施し、事業の履行が不可能と判断された場合は失格とする。ここでいう調査基準価格とは、予定価格の91～93%までの範囲内でランダムに算出された金額をいう。

また、失格基準価格を設定し、開札後、失格基準価格未満で入札したものは失格とする。失格基準価格は、調査基準価格（税抜き）の90%の金額をいう。

調査の対象となった者は、資料の提出及び事情聴取等の調査に協力しなければならない。

3 落札者の決定と公表

市は、委員会の選定結果を踏まえ、落札者を決定する。

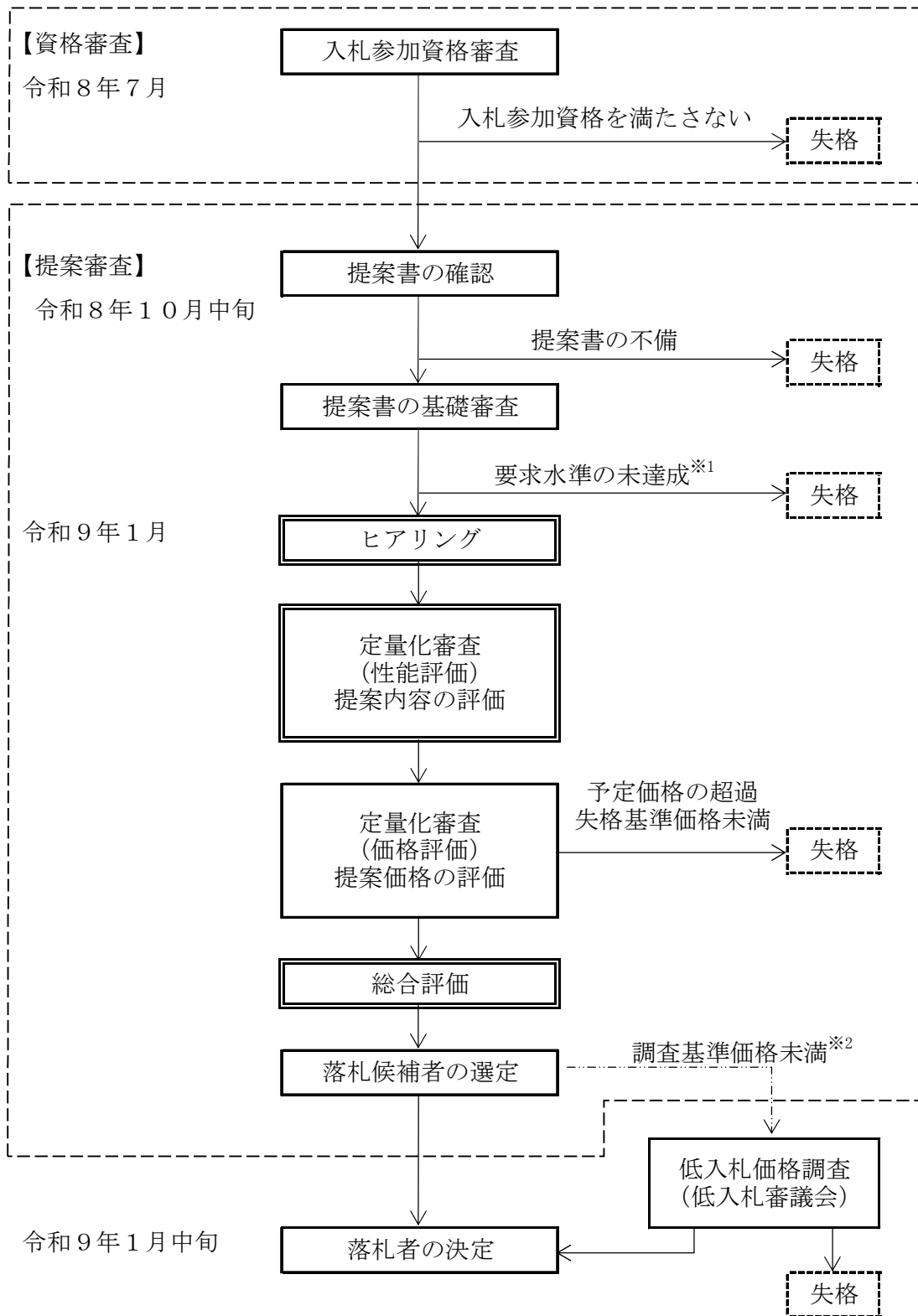
なお、総合評価点と同点の場合は性能点の高い者を、また、性能点と同点の場合はくじにより落札者を決定する。

事業者の選定過程の透明性を確保するために必要な資料を市のホームページで公表する。

4 審査の手順

審査の手順は、以下のとおりである。

凡例： 審査委員会
 市



※1 基礎審査項目を満たさないことが確認された場合は、市から入札参加者へ修正指示をし、対応ができない場合は失格とする。

※2 落札候補者が低入札調査基準価格未満の通知を受けた場合、指定の日時に低入札調査資料を提出し、低入札価格調査を受ける。

また、低入札価格調査の流れは以下の通りである。

